

群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 9 年 2 月 1 4 日

群馬県後期高齢者医療広域連合長 清水 聖義

群馬県後期高齢者医療広域連合条例第1号

群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年広域連合条例第10号)の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「あるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校の就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運用に支障がある」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。